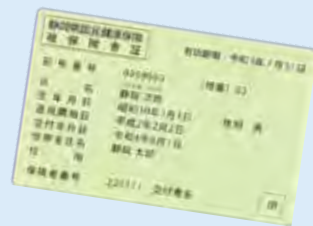


国民健康保険の現状と今後

国民健康保険は、他の医療保険（社会保険、後期高齢者医療）に加入していない全ての方を対象とした医療保険制度で、病気やケガで病院に受診したときにかかる医療費の一部を健康保険などが負担してくれる制度です。磐田市の国保会計は、支出に対して国保税収入が不足しており、令和5年度当初予算では約7億円の歳入不足となっています。市の国民健康保険の現状と令和6年度の国保税率改定の検討状況についてお知らせします。



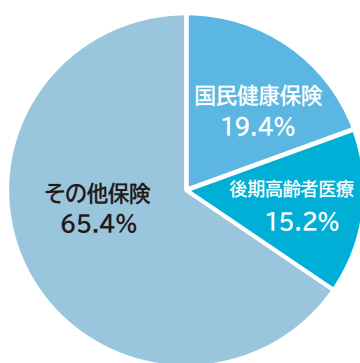
☎国保年金課（本庁舎1階）

☎0538-37-4863 FAX 0538-37-4723

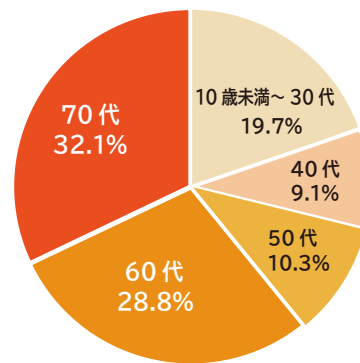
国保加入者の現状

磐田市では市民の約2割の方が国民健康保険に加入しています。国民健康保険の加入者数は減少傾向にあり、平成29年から約6,000人減少しています。年代別では、国保加入者の約6割の方が60歳以上となっており、加入者の高齢化が進んでいます。

磐田市の保険者別加入者の割合 (R5.3.31現在)



磐田市の国保加入者の年代割合 (R5.3.31現在)



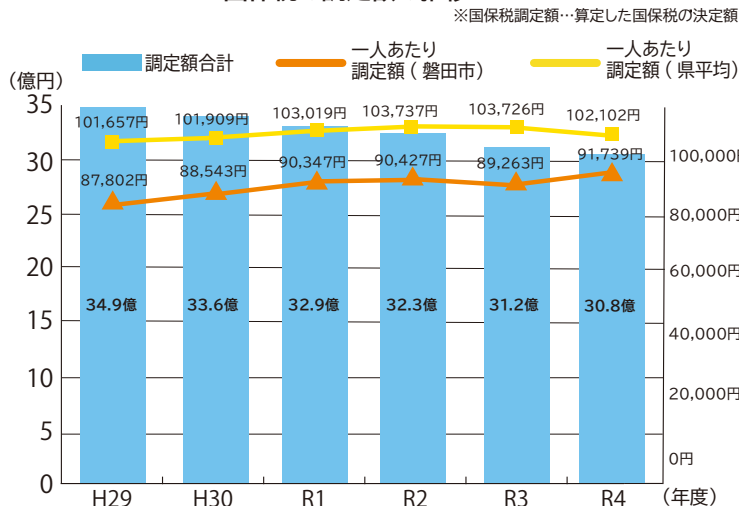
国保税収入の現状

国保税収入の総額は、被保険者の減少により年々減少傾向にあります。一人あたりの国保税収入は、保険税率を据え置いてきたため、ほぼ横ばいの状況が続いていました。その結果、支出に対して国保税収入が不足する厳しい財政状況が続いています。そのため、令和4年度から段階的な税率改定を開始し、将来的な歳入不足の解消に向けて、財政検証や税率改定方法の検討を継続して進めています。

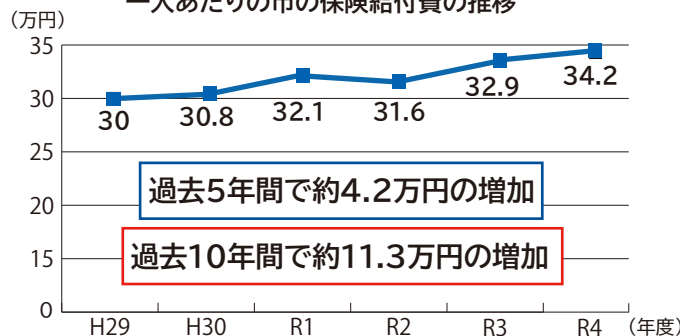
国保医療費の現状

国保加入者の高齢化などの影響により、一人あたりの医療費が増加し、市が医療機関などに支払う一人あたりの保険給付費も年々増加しています。また、医療の高度化や高額医薬品の影響などにより、医療費はさらに高額化しています。市が支払う一人あたりの保険給付費は、過去5年間で約4.2万円の増加。平成24年からの過去10年では約11.3万円の増加となっています。

国保税の調定額の推移



一人あたりの市の保険給付費の推移



医療費抑制のための取り組み

□ ジェネリック医薬品の推奨

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間などが過ぎた後に他メーカーから同じ有効成分でつくられる薬で、開発期間が短縮されるため、コストが抑えられています。市では、ジェネリック医薬品を使用した場合の医療費の差額通知書を送付し、使用を推奨しています。市の国保加入者の利用率は約8割強となっています。



□ 特定健診と保健指導

生活習慣病の早期発見、早期治療や生活習慣の改善を促すため、特定健診（健康診断）と保健師・栄養士による保健指導を行っています。令和3年度の市の特定健診受診率は40.6%、保健指導実施率は77.1%で静岡県内第3位となっています。健診受診者は、未受診者と比べて、医療費の抑制ができています。

令和6年度の国保税率改定を検討

現在、市では令和6年度以降の税率改定に向けた検討を、「磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」などの意見を伺いながら進めています。検討を進める中で見えてきた課題は、加入者の高齢化や医療の高度化、高額化により、医療費や介護納付金などに充てるため静岡県に支払う一人あたりの事業費納付金が年々増加しており、今後も増加することが予想されることです。その増え続ける一人あたりの事業費納付金の推移を見据えながら、歳入不足削減の目標金額や目標期限を設定し、被保険者の負担感に配慮した段階的な税率改定の方法を検討しています。

市民の皆さんが、今後もより安心して暮らしていただけるよう、国保事業の安定した運営を継続するため、ご理解とご協力をお願いします。

介護保険料について

ページ番号 1001923

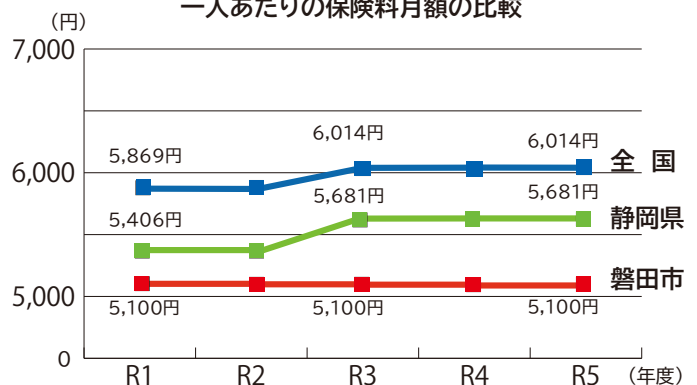
介護保険制度は、介護を社会全体で支えることで安心して暮らしていただけることを目的に、平成12年に始まりました。介護が必要となった方が、介護保険加入者の支払う保険料に支えられサービスの提供を受ける仕組みです。介護保険料は、40歳から64歳の方は加入している健康保険（国民健康保険、社会保険など）の保険税、保険料と一緒に納付しています。65歳以上の方は、保険料を特別徴収（年金からの天引き）または普通徴収（口座振替、納付書）により納付しています。

介護保険事業の財源

介護保険は、40歳以上の方が納付する介護保険料と国や県、市が負担する公費を財源として運営しています。65歳以上の方が負担する保険料は3年ごとに見直しをしていますが、平成27年度以降は現在と同額であり、低い水準を維持しています。これは、本市の高齢者は元気な方が多く、他自治体よりも介護サービスを必要とする方が比較的少ないことを意味します。

今後、高齢者の増加に伴い、介護を必要とする方やサービス費用も増加することが予想されます。現在検討中の令和6年度以降の保険料に影響することが考えられ、介護予防の重要性が高まっています。

一人あたりの保険料月額比較



☎ 高齢者支援課 (i プラザ 3 階)

☎ 0538-37-4869 FAX 0538-37-6495